

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（道路法及び都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立）の一部改正（道路課）	1
◎機構改革に伴う関係告示の一部改正（公園上下水道課）	1

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第49号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第69号様式中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第265号

昭和62年4月高知県告示第281号（道路法及び都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

「高知県土木部公園下水道課」を「高知県土木部公園上下水道課」に改める。

高知県告示第266号

機構改革に伴い、次に掲げる告示中「高知県土木部公園下水道課」を「高知県土木部公園上下水道課」に改める。

令和6年4月1日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 昭和63年2月高知県告示第90号（道路法及び都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立）
 - 2 平成6年11月高知県告示第611号（都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立）
 - 3 平成23年4月高知県告示第260号（都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立）
 - 4 平成23年6月高知県告示第407号（都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立）
 - 5 平成26年12月高知県告示第661号（都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立）
 - 6 令和4年6月高知県告示第614号（都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立）